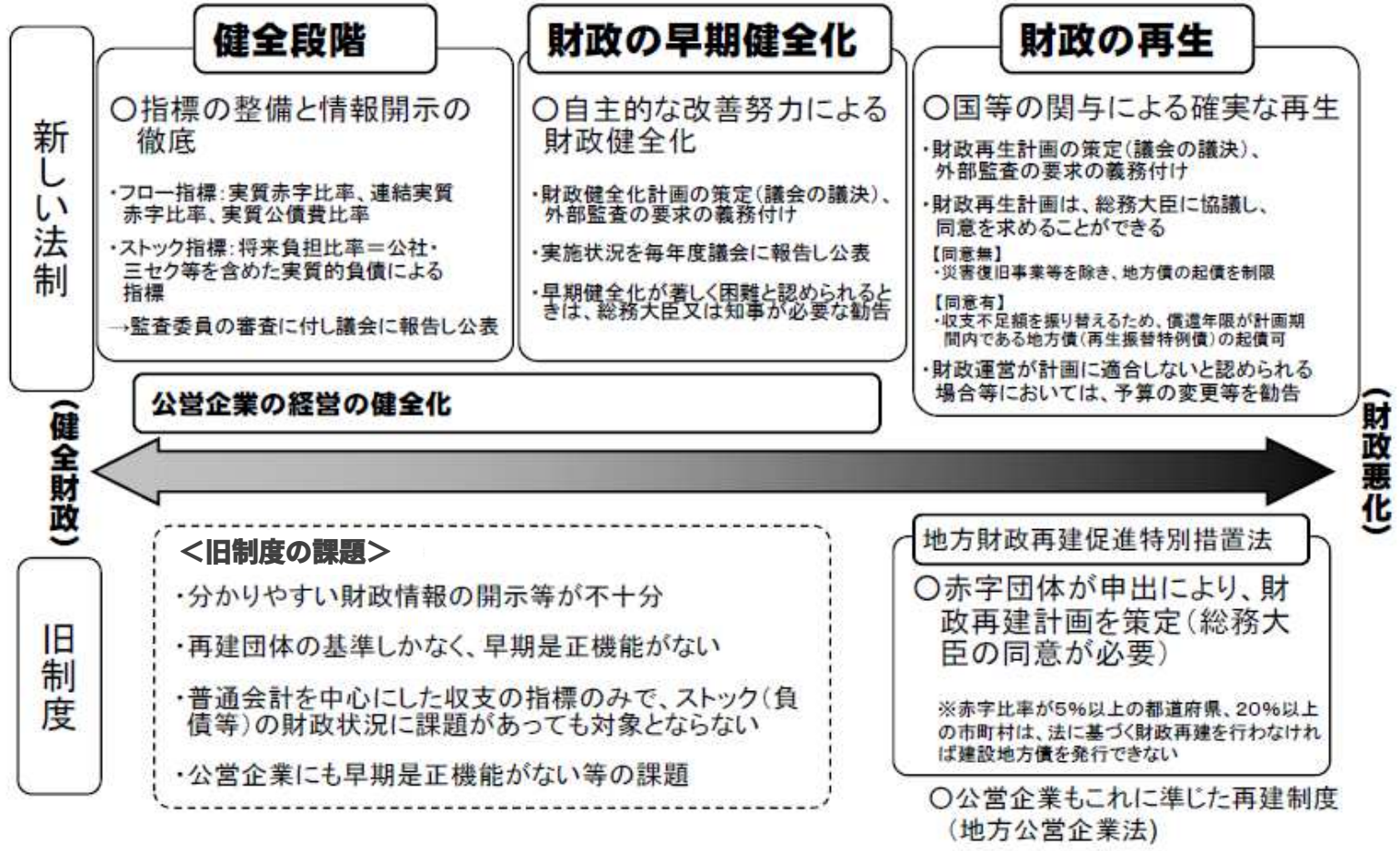
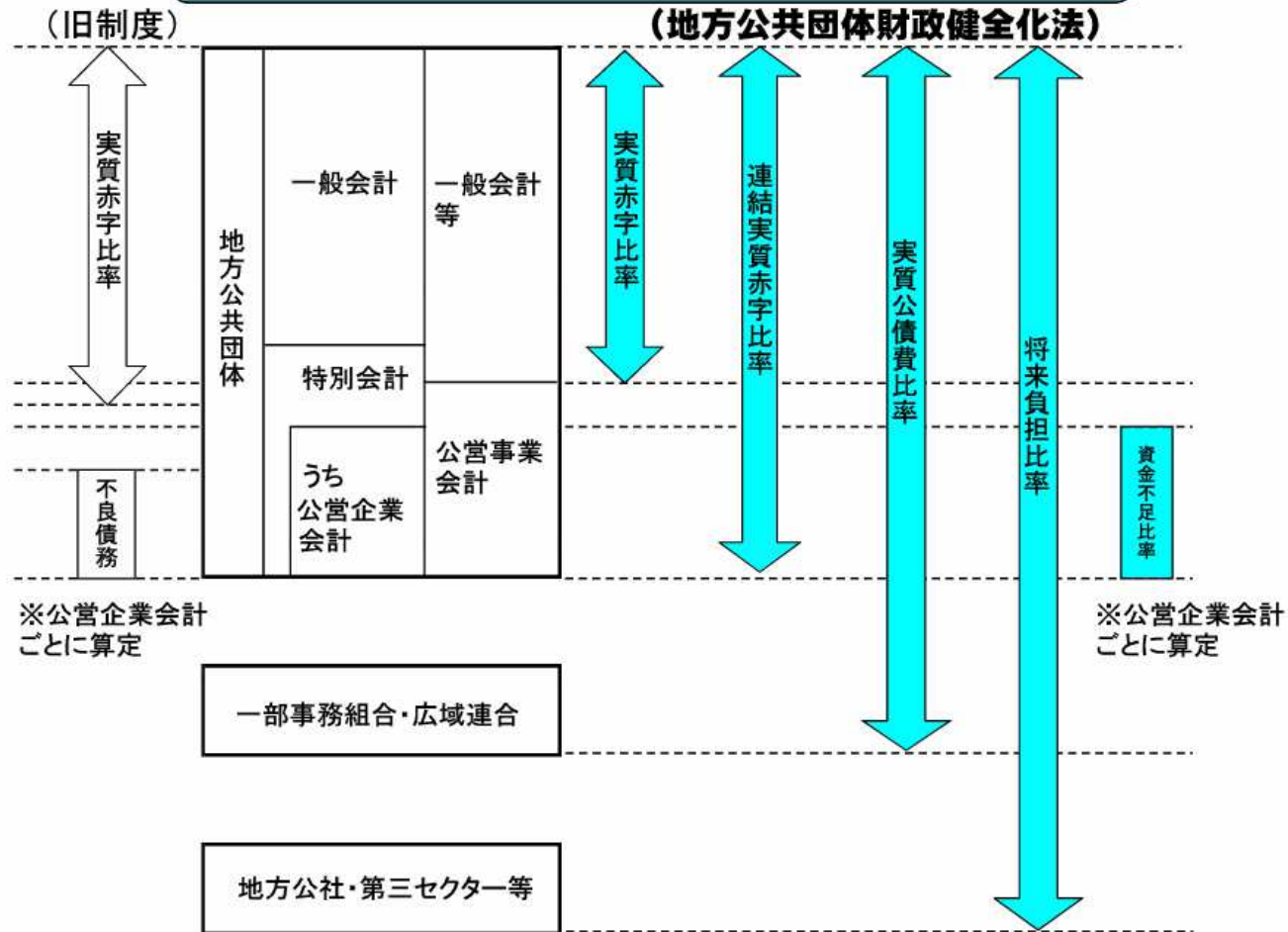


地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について



	旧再建法	地方公共団体財政健全化法
財政健全化の仕組み	財政再建団体の基準しかなく、早期是正を図る段階がない	財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す
対象となる会計	一般会計を中心としており、公営企業や一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されない	公社や第三セクターの負債や赤字についても明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りに
財政状況を判断する方法	単年度の現金収支（フロー）の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない	公社・三セク等を含めた実質的負債によるストック指標である「将来負担比率」を導入
情報開示	分かりやすい財政情報の開示や、財政情報の正確性を担保する手段が不十分	監査委員の審査・議会報告・住民への公表を義務化して、情報開示を徹底
公営企業の経営について	早期是正の機能なし	「資金不足比率」を用いた経営健全化の仕組みを設ける

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ (\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

1① 一般会計等に係る実質収支額 (実質赤字比率)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5～9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)～(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)
一般会計	39,656,591	38,925,341	731,250	34,665		406,270				371,605	696,585
一般会計等 に属する 特別会計			0	0							0
			0	0							0
合 計	39,656,591	38,925,341	731,250	34,665	0	406,270	0	0	0	371,605	696,585

1② 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外に係る実質収支額 (連結実質赤字比率)

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5～9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)～(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)
国民健康保険特別会計	7,218,466	7,125,507	92,959	0							92,959
介護保険特別会計	6,940,808	6,801,946	138,862	0							138,862
後期高齢者医療特別会計	2,337,129	2,314,943	22,186	0							22,186
合 計	16,496,403	16,242,396	254,007	0	0	0	0	0	0	0	254,007

2① 公営企業会計に係る資金不足額等 (連結実質赤字比率・資金不足比率)

(単位：千円)

特別会計名	(1) a-b-c-d-e						(2) 算入地方債	(3) g-h-i				(6)令3条1項 の額 ・令4条の額	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 (連結実質赤字 比率)
	流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	PF/建設事業 費等 e			流動資産 g	控除財源 h	控除額 i				
下水道事業会計	222,569	659,413	436,844					686,580	686,580			-464,011		464,011
			0	0										
合 計	222,569	659,413	436,844	0	0	0	0	686,580	686,580	0	0	-464,011	0	464,011

※ (8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額 (資金不足額は負の値で表示)

3 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	1,723,445	1,777,230	1,776,103
② 積立不足額を考慮して算定した額			
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）			
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	570,092	482,749	253,486
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	10,227	11,533	15,205
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	6,934	4,578	3,704
⑦ 一時借入金の利子			
小計：公債費等支出として分子に計上されるもの（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	2,310,698	2,276,090	2,048,498
⑧ 特定財源の額	778,542	679,545	501,288
小計：元利償還金の特定財源として分子から控除されるもの（⑧）	778,542	679,545	501,288
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	163,034	178,698	89,301
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	847,451	691,513	585,879
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金			
小計：制度上普通交付税で措置されるために分母分子から控除されるもの（⑨+⑩+⑪）	1,010,485	870,211	675,180
⑫ 標準税収入額等	17,104,542	17,660,138	18,085,849
⑬ 普通交付税額			
⑭ 臨時財政対策債発行可能額			
小計：市の標準的な収入として分母に計上されるもの（標準財政規模）（⑫+⑬+⑭）	17,104,542	17,660,138	18,085,849

▼実質公債費比率算定方式

(単位：%)

$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) - (\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}{(\text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭}) - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	3か年平均
3.24139	4.32601	5.00859	4.1

4 将来負担比率の状況 (R7)

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高 ①	債務負担行為に 基づく支出予定額 ②	公営企業債等 繰入見込額 ③	組合等 負担等見込額 ④	退職手当 負担見込額 ⑤	設立法人の 負債額等 負担見込額 ⑥				連結実質 赤字額 ⑦	組合等連結実質 赤字額負担見込額 ⑧
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
11,810,257	576,169	3,286,201	73,503	3,134,516	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金 ⑨	充当可能 特定歳入 ⑩		基準財政需要額 算入見込額 ⑪
		うち都市計画税	
7,475,693	4,309,096	4,112,677	6,513,141

将来負担額 A : ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ = 18,880,646

充当可能財源等 B : ⑨+⑩+⑪ = 18,297,930

標準財政規模 C : 標準税収入額等+普通交付税交付額+臨時財政対策債発行可能額

算入公債費等の額 D : 普通交付税算定において措置された公債費等の額

将来負担比率算定式 (単位:千円)

将来負担額 A
18,880,646

—

充当可能財源等 B
18,297,930

A — B

582,716

=

=

将来負担比率 (%)

3.3

標準財政規模 C
18,085,849

—

算入公債費等の額 D
675,180

C — D

17,410,669